

小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、交通安全及び防犯の推進について、その基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全及び防犯の推進に関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項並びに犯罪被害者等に対する支援の基本となる事項を定めることにより、市民が現在及び将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、それぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して施策を実施しなければならない。

2 市、市民及び事業者は、交通事故及び犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、常に交通安全及び防犯に関する知識及び技術を習得し、並びに身辺の点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をしなければならない。

3 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、常に交通安全に配慮し、従業員の交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、常に防犯に関する知識及び技術を習得し、防犯に係る点検を行い、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、交通事故及び犯罪の発生時においては、その能力を活用して、被害者の救助及び安全確保のため積極的な活動をしなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力しなければならない。

(良好な生活環境の整備等)

第6条 市は、交通安全及び防犯を推進するため、交通安全及び防犯を目的とする施設の整備及び巡回その他の良好な生活環境の整備等を促進しなければならない。

2 市は、前項に規定する良好な生活環境の整備等を促進するため必要があると認められるときは、関係行政機関に対し必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(教育の推進)

第7条 市は、交通安全及び防犯の意識の高揚を図るため、家庭、学校、職場、地域等における交通安全及び防犯に関する教育の推進に努めなければならない。

(広報啓発活動及び情報の提供)

第8条 市は、市民及び事業者に対し、交通安全及び防犯に関する広報啓発活動を積極的に実施するとともに必要な情報を提供しなければならない。

(犯罪被害者等に対する支援)

第9条 市は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族の権利利益の保護を図るため、

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

（小牧市交通安全・防犯対策協議会の設置）

第10条 基本理念にのっとり、交通安全及び防犯に関する対策を協議するため小牧市交通安全・防犯対策協議会（以下「対策協議会」という。）を置く。

2 対策協議会は、委員25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全活動に積極的に取り組む団体を代表する者
- (2) 防犯活動に積極的に取り組む団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 対策協議会は、市長の諮問に応じ、交通安全及び防犯に関する対策を協議するほか、必要な事項について市長に意見を述べることができる。

6 この条に定めるもののほか、対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（非常事態発生時の措置）

第11条 市長は、交通事故又は犯罪が多発した場合において、関係団体等と協議して必要があると認めるときは、非常事態宣言を発令し、交通事故又は犯罪を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（団体への助成）

第12条 市は、交通安全及び防犯の推進に関する活動を行う団体に対し、助成を行うことができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。